

〈第2回〉拡大生産者責任とは？

今回は、容器包装リサイクル法（容器法）における「拡大生産者責任」について解説します。

家庭ごみの処理・処分は本来市町村の負担ですが、容器法では、わが国で初めて「拡大生産者責任」の考え方が導入されました。同法により、生産者に当たる特定事業者の責務は商品（中身）が消費された後の容器包装の廃棄・リサイクルの段階まで拡大されるとともに、消費者や市町村の役割が明確になりました。

すなわち、特定事業者は、消費者が分別排出し市町村が分別収集したものに、再商品化（リサイクル）する義務を負うことになったのです。特定事業者とは、商

品を入れる容器（箱や袋など）を利用・製造・輸入する事業者、および包装（フープや包装紙など）を利用等する事業者を指します。

Q

容器包装リサイクルに関わる者（ステークホルダー）はどのような役割や責務を負いますか？

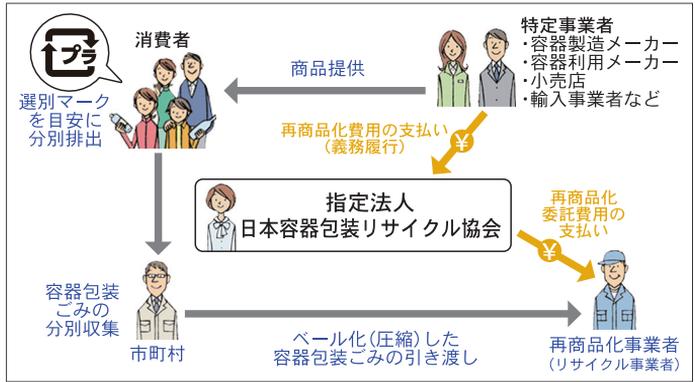
A

①消費者は、「分別排出」すること。つまり、市町村の定める分別ルールに従って、容器包装ごみをきちんと分けて出すことです。

②市町村は、分別収集

すること。つまり、分別ルールを定めて地域住民に周知し、容器包装ごみを分別収集して、リサイクルしやすい状態にする

各ステークホルダーの役割と責務



支払うことでリサイクルル義務を果たすことができます。日本容器包装リサイクル協会（容器協会）の使命は、再商品化を適切に行うことです。市町村から容器包装ごみを引き取り、特定事業者が必要な諸係数は、国、単価については協会、それぞれの調査に基づき決定されます。

Q

特定事業者の再商品化費用はどのように算定されるのですか？

A

容器包装の種類（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）ごとに、利用・製造した重量に単価を乗じて再商品化費用を算定し、容器協会にお支払いいただきます。

③特定事業者は、市町村が分別収集した容器包装ごみをリサイクルすること。しかし、自身で行うのは困難であるため、指定法人に再商品化費用を

委託料金の算定方法

